

第1回 野田市行政改革推進委員会

令和3年10月29日（金）

午前10時から

市役所議会棟（低層棟）4階委員会室

1 開 会

2 市長挨拶

3 会長挨拶

4 議 事

（1）野田市行政改革大綱の一部見直しについて（諮問）

（2）諮問事項（案）について

（3）その他

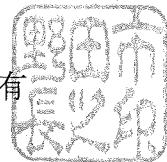
5 閉 会



野総行第225号
令和3年10月29日

野田市行政改革推進委員会
会長 山本 和也 様

野田市長 鈴木 有



野田市行政改革大綱の一部見直しについて（諮問）
野田市行政改革推進委員会設置条例第2条に基づき、別紙諮問趣旨のとおり、次の事項について諮問します。

記

諮問事項

野田市行政改革大綱の一部見直しについて

諮詢 旨

野田市は、野田市行政改革推進委員会の答申をもとに策定した「野田市行政改革大綱（平成31年3月改訂）」に基づき、財政の健全化や民間活力の有効活用などによる行政改革を強力に進めております。

現行の行政改革大綱につきましては、平成31年4月1日から令和7年3月31日までの6年間を計画期間としてまいりましたが、行政需要の変化に的確に対応するため、3年目となる今年度に一部見直しをする必要があります。

のことから、組織機構の見直しにつきましては、(仮称)健康子ども部の新設、魅力推進・広報・観光に関する組織の再編及び総合教育会議の市長部局への移管等について、行政改革大綱の見直しをお諮りするものです。

野田市行政改革大綱の一部見直しについて

諮詢事項（案）

- 1 組織等の見直し（P2～）
- 2 総合教育会議（P12～）
- 3 現業部門の業務の民間委託（補修事務所の在り方）（P15）

組織等の見直し

組織の統廃合と組織体制の整備

1 現状等

(1) 現行行政改革大綱における方針

行政需要の変化に的確に対応するため、行政需要に応じて部・課の組織について新設、統合、廃止を進める。組織の見直しに当たっては、簡素で効率的な組織を基本としつつ、柔軟で流動的な組織体制とするよう常に検証を進めていくこととする。○31年度（令和元年度）に次の組織の新設及び移管を行う。

- ・自然経済推進部に魅力推進課を設置する。
- ・生涯学習部の社会体育課をスポーツ推進課に変更し、市長部局の自然経済推進部へ移管する。

○32年度（令和2年度）に（仮称）こども部の新設を検討する。

- ・31年度は、子どもに関する窓口の一本化を図るため、庁内ワーキンググループでの意見を集約し、32年度に（仮称）子ども部の設置を目指す。

○事業の進捗等により、次の組織の統合について検討を行う。

- ・愛宕駅周辺地区市街地整備事務所及び梅郷駅西土地区画整理事務所は、事業の進捗に伴い、都市整備課への統合等を行う。
- ・次木親野井土地区画整理事務所は、清算終了に伴い、業務の重心を台町東特定土地区画整理事業に移し、早期の事業終了を図り、都市整備課への統合等を行う。

(2) 現行組織

現行の行政改革大綱の方針に基づき、平成31年4月に自然経済推進部に魅力推進課を設置し、生涯学習部社会体育課をスポーツ推進課に変更し、自然経済推進部へ移管した。

しかし、令和2年度に予定していた、（仮称）こども部の新設については、全庁的な児童虐待への取組や新型コロナウィルス感染症対策業務に取り組んでいる中で、子ども部設置に向けた協議・検討を行うことができずに設置に至っていない。

なお、増加する児童虐待ケースに対応するため児童家庭課児童相談係の職員体制を強化し、令和元年10月に児童家庭部子ども家庭総合支援課を設置した。

現在は、市長部局は2室9部体制、教育委員会は2部体制とし、その他の各行政委員会、消防及び水道部については、現状維持とした。

2 組織管理の課題等

・組織の連携

現在の組織では、類似した業務を行っているにもかかわらず部が異なるために横の連携が十分にとれていない点もあり、効果的に業務を行えていない状況がある。当市では、これまで連携の無さが業務に支障をきたしていたことから、29年度に市政推進室を新設し、縦割組織の弊害である横の連携の強化を図ってきたが、満足のいく結果は得られていない。組織の連携において課題のある組織については、同じ部内に置くというような組織改正を行う等の対応も必要である。

・子ども関係部門における課題

子ども支援室は、「妊娠婦及び乳幼児から 18 歳までの子どもに関するワンストップの相談と切れ目ない支援」という理念のもと、平成 27 年 10 月に設置された。保健センターは、母子保健係が「子育て世代包括支援センター」として、妊娠期から出産・子育て期までのお子さんと保護者をサポートし、子ども家庭総合支援課は、「子ども家庭総合支援拠点」として、管内に所在する 18 歳までのすべての子どもとその家庭及び妊娠婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図っている。このように、「子どもに関するワンストップの相談と切れ目ない支援」を行っている組織が、市には 3 つ存在しており、それぞれの役割分担が明確になっていない。

国がガイドラインにおいて示しているような、1 つの課が「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の 2 つの機能を担い、一体的に支援することは、ハード面（同一建物・同一窓口）やソフト面（課の規模が大きすぎる）で現実的ではないが、現在の保健福祉部と児童家庭部に別々に分かれている各支援拠点を同じ部にすることは可能であるため、組織系統の面で、二つの拠点を同一の部とすることで、さらなる連携を図る必要がある。

一方で、子ども支援室は二つの拠点と役割が重複する部分があるため、その役割を見直す必要がある。

・児童家庭部の再編・強化

前述のとおり「子どもに関するワンストップの相談と切れ目ない支援」を行っている組織が市には 3 つ存在しており、それぞれの役割分担が明確になっていないことから、子どもに関する窓口を一元化した組織づくりを目指す必要がある。このため、児童家庭部を健康子ども部として再編・強化する必要がある。

・保健センター（関宿保健センター）の移管

保健センターは母子保健係と健康増進係があり、子ども部門に移管するのは母子保健係のみという考え方もある。しかしながら、保健師は地区担当として活動しており、子どもと成人で組織を分けてしまうと、同一世帯で担当保健師が複数存在してしまうという非効率さがある。現在もスケールメリットを活かした、両係の相互の協力体制で仕事にあたっている部分もあるため、両係とも健康こども部へ移管する必要がある。なお、関宿保健センターも同様に移管する必要がある。

・子ども支援室の役割変更

子ども支援室において市民のニーズが一番多いのは、『発達・療育』に関する専門的な相談の部分であることから、この業務に特化させることとし、さらに、保育課のことば相談室を子ども支援室に移管する。なお、子ども支援室は子どもに関する窓口を一本化するという観点から、健康子ども部へ移管する必要がある。加えて、障がい者支援課との連携は、引き続き強固なものにしていく必要がある。

・こだま学園、あさひ育成園の移管

こだま学園及びあさひ育成園は、就学前の子どもを対象とする障がい児施設のため、子ども支援室との連携が特に必要なことから、健康子ども部へ移管する必要がある。

・魅力発信事業の機能強化

魅力推進事業については、令和元年度に自然経済推進部に魅力推進課を設置して

いるが、市全体の横の連携が取れておらず、それぞれの部門（魅力・広報・観光）において、個々に施策を進めるなど方向性がバラバラであり、市役所職員が一丸となって、市の魅力の推進をしていくためには、現在の体制では限界がある。今後は、緊密な連携を図り、SNS等を活用し効果的に市の情報を発信していく組織に再編すべく、市の魅力を推進している魅力推進課、市報を発行している広報広聴課、観光に従事している商工観光課の観光部門を集約し、臨時的・実験的な組織として、市長直轄の広報戦略室を特命担当として新設する必要がある。さらに、若手の意見を活かすため、室長（管理職）と係員のみのフラットな職員構成とし、若手の意見がほぼダイレクトに市長に届く組織とする必要がある。

- ・防災安全課と市民生活課の再編

防災安全課防災係において、地震や台風等の災害等の対応等のため各種計画、各種訓練、備蓄対応等を行っており業務が肥大化しており、更なる機能強化の必要がある。また、防犯係については、市民生活や自治会業務と密接に関連しているため、自治会業務を所管している市民生活課に移管する必要がある。

- ・高齢者支援課と介護保険課の統合

高齢者支援課と介護保険課については、時代に合わせて統合分割を繰り返しており、直近では、介護保険制度の改正により業務量が増大し、27年度に2つの課に分割した。しかしながら、高齢者支援と介護保険は実質的に密接不可分な業務であり、2つの課を統合することにより、高齢者に対するサービスを一体的かつ効率的に実施し、縦割りの解消及び業務の効率化を図る必要がある。

- ・人権・男女共同参画推進課

令和元年10月にDVに関する業務を子ども家庭総合支援課に移管した。移管当初は、子ども家庭総合支援課と連携を図る必要があることから、引き続き児童家庭部を所管部とした。今後も連携の必要はあるものの、所管業務の中に子どもに特化した業務はないことを考慮し、福祉部門へ移管する必要がある。

3 組織の新設・統合（案）

- ・児童家庭部を健康子ども部に、保健福祉部を福祉部に名称変更し再編・強化する。
- ・魅力推進課、広報広聴課、商工観光課の観光部門を集約し、臨時的・実験的な組織として、市長直轄の広報戦略室を特命担当として新設する。
- ・商工観光課の商工業務及び労政業務を担当する課として、商工課に名称変更する。
- ・保健センター（関宿保健センター）は、健康子ども部へ移管することにより関係課とのさらなる連携を図る。
- ・子ども支援室は、「すこやか相談室」と名称変更し、『発達・療育』に特化し、健康子ども部へ移管する。
- ・こだま学園及びあさひ育成園は、健康子ども部へ移管する。
- ・高齢者支援課と介護保険課は、二課を統合し高齢者支援課とする。
- ・人権・男女共同参画推進課は、福祉部へ移管する。
- ・防災安全課は、計画係と防災係の2係体制とする。また、防犯係は市民生活課へ移管する。

①広報戦略室関係

市長 ————— 副市長

———— 市政推進室(市政に関する施策の推進、秘書業務等)

———— ※新型コロナワイルスワクチン接種対策室

———— ※広報戦略室(魅力発信、市報、観光等)

②企画財政部関係

企画財政部(5課→4課、2担当)

———— 企画調整課(市政の基本的施策の企画、庁議、総合計画等)

———— 財政課(財政計画、予算編成及び管理等)

———— 課税課(市民税の課税、土地、家屋及び償却資産の調査等)

———— 収税課(市税、国民健康保険料等の徴収及び滞納処分等)

———— ※鉄道建設促進担当、鉄道複線化担当

③総務部関係

総務部(5課→5課、3担当)

———— 総務課(情報公開・個人情報保護制度の運用等、市民相談)

———— 人事課(職員の人事、給与、採用等)

———— 行政管理課(事務の管理改善、電算の有効利用等)

———— 管財課(公有財産の管理、入札契約等)

———— 営繕課(公共施設の維持管理、市営住宅の管理等)

———— ※工事検査担当

———— ※市史編さん担当

———— ※公共施設適正管理対策担当

④市民生活部関連

市民生活部（5課→5課）

市民課（戸籍法、住民基本台帳法の事務等）

国保年金課（国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療等）

市民生活課（コミュニティ、交通安全、防犯等）

防災安全課（地域防災計画、総合防災訓練等）

関宿支所

⑤自然経済推進部関連

自然経済推進部（5課→4課、1担当）

商工課（商工業、労政等）

農政課（農業振興、土地改良等）

みどりと水のまちづくり課（自然保護、都市公園等）

スポーツ推進課（スポーツ振興の施策、スポーツ推進計画等）

※遊休農地活用担当

⑥保健福祉部関連

福祉部（6課→5課、1担当）

生活支援課（生活保護、民生委員、日本赤十字事業等）

社会福祉法人指導監査担当

障がい者支援課（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に関する事務等）

高齢者支援課（高齢者福祉、介護保険事業、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）等）

こぶし園（障がい者の生活介護）

人権・男女共同参画推進課（人権施策、男女共同参画等）

⑦児童家庭部関連

健康子ども部（4課→4課）

児童家庭課（子育て支援、児童館及び学童保育所、ひとり親家庭等支援等）

保育課（保育所、認定こども園の管理等）

子ども家庭総合支援課（子ども家庭総合支援拠点、家庭児童相談、児童虐待防止等）

保健センター（健康増進、母子保健等）

関宿保健センター

すこやか相談室（発達・療育・ことば相談）

こだま学園（児童発達支援センター（知的障がい児等））

あさひ育成園（児童発達支援センター（肢体不自由児））

4 組織表について

現行の組織及び人数は、下記のとおりであり、見直し後の組織において、各所属の業務量を精査し、正規職員、会計年度任用職員及び再任用職員をバランスよく配置することにより決定する。

① 市長部局

市長部局は、2室9部43課 ⇒ 2室9部41課

令和3年度（9月1日現在）			見直し後	
室・部	課等	正規職員数	室・部	課等
市政推進室	室長	(1)	市政推進室	室長
		6人		
新型コロナウイルスワクチン接種対策室	室長	(兼務)	新型コロナウイルスワクチン接種対策室	室長
		11人		
企画財政部 (5課、2担当)	部長	1人	企画財政部 (4課、2担当)	部長
	企画調整課	7人		企画調整課
	財政課	8人		財政課
	課税課	31人		課税課
	収税課	29人		収税課
	広報広聴課	7人		広報広聴課
	鉄道建設促進担当	1人		鉄道建設促進担当
	鉄道複線化担当	兼務		鉄道複線化担当
	部 計	84人		部 計

総務部 (5課、4担当)	部長	1人	総務部 (5課、3担当)	部長
	総務課	9人		総務課
	人事課	11人		人事課
	行政管理課	11人		行政管理課
	管財課	11人		管財課
	営繕課	13人		営繕課
	工事検査担当	1人		工事検査担当
	市史編さん担当	2人		市史編さん担当
	公共施設適正管理対策担当	2人		公共施設適正管理対策担当
	業務支援担当	0人		業務支援担当
市民生活部 (5課)	派遣	1人		派遣
	部 計	62人		部 計
	部長	1人	市民生活部 (5課)	部長
	市民課(3出張所含む)	28人		市民課(4出張所含む)
	国保年金課、	22人		国保年金課
	市民生活課	7人		市民生活課
	防災安全課	12人		防災安全課
	関宿支所	7人		関宿支所
自然経済 推進部 (5課、1担当)	派遣	1人		派遣
	部 計	78人		部 計
	部長	1人	自然経済 推進部 (4課、1担当)	部長
	商工観光課	7人		商工課
	農政課	15人		農政課
	みどりと木のまちづくり課	9人		みどりと木のまちづくり課
	スポーツ推進課	6人		スポーツ推進課
	魅力推進課	4人		魅力推進課
環境部 (3課)	遊休農地活用担当	(兼務)		遊休農地活用担当
	部 計	42人		部 計
	部長	(兼務)	環境部 (3課)	部長
	清掃計画課	7人		清掃計画課
	環境保全課	7人		環境保全課
土木部 (4課)	清掃管理課	21人		清掃管理課
	部 計	35人		部 計
	建設局長、部長	2人	土木部 (4課)	建設局長、部長
	管理課(補修事務所含む)	35人		管理課(補修事務所含む)
	道路建設課	7人		道路建設課
	下水道課	23人		下水道課
	用地課	4人		用地課
都市部 (5課、1担当)	派遣	2人		派遣
	部 計	73人		部 計
	部長	1人	都市部 (5課、1担当)	部長
	都市計画課	10人		都市計画課
	都市整備課	10人		都市整備課
	梅郷駅西土地区画整理事務所	2人		梅郷駅西土地区画整理事務所

	愛宕駅周辺地区市街地整備事務所	3人		愛宕駅周辺地区市街地整備事務所
	関宿地区土地区画整理事務所	5人		関宿地区土地区画整理事務所
	建築指導担当	2人		建築指導担当
	派遣	4人		派遣
	部 計	37人		部 計
保健福祉部 (6課、1担当)	部長	1人	福祉部 (5課、1担当)	部長
	生活支援課	26人		生活支援課
	障がい者支援課	17人		障がい者支援課
	高齢者支援課	10人		高齢者支援課 (高齢者なんでも相談室含む)
	介護保険課 (地域包括支援センター含む)	24人		介護保険課 (地域包括支援センター含む)
	保健センター (子ども支援室、関宿保健センター含む)	44人		保健センター (子ども支援室、関宿保健センター含む)
	こぶし園	11人		こぶし園
				人権・男女共同参画推進課(福祉会館含む)
	社会福祉法人指導監査担当	兼務		社会福祉法人指導監査担当
	派遣	2人		派遣
	部 計	135人		部 計
児童家庭部 (4課)	部長	1人	健康子ども部 (4課)	部長
	児童家庭課 (児童館含む)	16人		児童家庭課 (児童館含む)
	保育課 (保育所、ことば相談室含む)	51人		保育課 (保育所含む)
	子ども家庭総合支援課	22人		子ども家庭総合支援課
	人権・男女共同参画推進課(福祉会館含む)	11人		人権・男女共同参画推進課(福祉会館含む)
				保健センター (関宿保健センター含む)
				すこやか相談室 (発達・療育・ことば相談)
				こだま学園・あさひ育成園
	部 計	101人		部 計
会計管理者	会計管理者	1人	会計管理者	会計管理者
	会計管理者付	5人		会計管理者付
	部 計	6人		
市長部局	合計	670人		

※関宿保健センター、すこやか相談室、こだま学園及びあさひ育成園は、保健センターに所属

② 教育委員会等各行政委員会、消防及び水道部

【教育委員会】 2部6課 ⇒ 2部6課 消防は4課、水道部は2課

部	課等	正規職員数	部	課等
生涯学習部 (4課)	教育次長(兼)部長	1人	生涯学習部 (4課)	教育次長(兼)部長
	教育総務課	9人		教育総務課
	生涯学習課(公民館含む)	25人		生涯学習課(公民館含む)
	青少年課	5人		青少年課
	興風図書館	16人		興風図書館
	部計	56人		部計
学校教育部 (2課)	部長	1人	学校教育部 (2課)	部長
	学校教育課 (給食センター、幼稚園、小中学校 含む)	40人		学校教育課 (給食センター、幼稚園、小中学校 含む)
	指導課 (子ども家庭総合支援課分室含む)	16人		指導課 (子ども家庭総合支援課分室含む)
	部計	57人		
教育委員会	合計	113人		
議会事務局		8人	議会事務局	
選挙管理委員会事務局		4人	選挙管理委員会事務局	
監査委員事務局		4人	監査委員事務局	
農業委員会事務局		4人	農業委員会事務局	
消防 (4課)	消防長	1人	消防 (4課)	消防長
	総務課	5人		総務課
	予防課	11人		予防課
	警防課	7人		警防課
	消防署	157人		消防署
	派遣	4人		派遣
	部計	185人		
水道部 (2課)	次長	2人	水道部 (2課)	次長
	業務課	11人		業務課
	工務課	15人		工務課
	部計	28人		
行政委員会等	合計	233人		
正規職員	合計	1,016人		

【市長部局】2室9部43課 ⇒ 2室9部41課

市政 推進室	新型コロナウ イルスワクチ ン接種対策室	広報 戦略室	企画 財政部	総務部	市民 生活部	自然経済 推進部	環境部	土木部	都市部
—	—	1室	4課	5課	5課	4課	3課	4課	5課
—	—	+1	▲1	—	—	▲1	—	—	—
保健福祉部⇒福祉部		児童家庭部⇒ 健康子ども部	会計管 理者	2室 9部					
5課		4課	1課	41課					
▲1		—	—	▲2					

※広報戦略室は課としてカウント

【教育委員会】2部6課 ⇒ 2部6課

生涯学習部	学校教育部	2部
4課	2課	6課
—	—	—

③ 特命担当制

野田市行政組織規則第17条の規定に基づき、臨時又は特別の事務を処理するため、次の特命担当を置いている。

部	名称
企画財政部	鉄道建設促進担当
	鉄道複線化担当
総務部	工事検査担当（総務課に含む）
	市史編さん担当（総務課に含む）
	公共施設適正管理対策担当
	業務支援担当
自然経済推進部	遊休農地活用担当
都市部	建築指導担当（都市計画課に含む）
保健福祉部	社会福祉法人指導監査担当（生活支援課に含む）

総合教育会議

1 現状等

(教育委員会制度の見直し)

滋賀県大津市のいじめ事件を契機に、教育委員会制度の見直しが行われ、27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、首長が総合教育会議を設置することとなった。

- ・総合教育会議は、首長及び教育委員会により構成する。
- ・総合教育会議は首長が招集する。なお、教育委員会から招集を求めることが可能である。
- ・総合教育会議においては、(1)教育行政の大綱の策定 (2)教育の条件整備など重点的に講ずべき施策 (3)児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置を協議・調整する。
- ・政治的中立性の要請が高いことから、教科書採択や個別の教職員人事は協議題とすべきでないとされた。しかし、その一方、教科書採択の方針、教職員人事の基準については、予算等の首長の権限に関わらない事項であり、調整の対象にはならないものの協議することは考えられた。
- ・総合教育会議の事務局は、市長部局で行うことが原則である。ただし、総合教育会議に係る事務を教育委員会事務局に委任又は補助執行させることは可能である。
- ・総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整し、首長が大綱を策定することを義務付けした。
- ・新たに就任した首長が新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましいとされた。

(注) 教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、教育委員会が策定する「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」。法は策定を努力義務としているため、野田市では策定はせず、毎年度策定する教育の基本方針に基づき各種施策を実施している。

(本市の対応)

本市においては、この制度改革が、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を損なう可能性があると考えたことから、その対応について行政改革推進委員会で審議し、次のとおり答申いただいた。その後、新たに設置された総合教育会議において、同様の決定を行い、これらの決定に基づき会議を運営することとした。

<審議された問題点>

- ・国が、教科書採択や個別の教職員人事は協議題とすべきでないが、その方針や基準を協議題とすることは考えられるとしたことは問題である。国は、「協議」

とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるものと意味するとしているが、そもそも「協議」とは、一般的に「話し合って決めること」といった意味で使われており、誤解を招くおそれがある。

このため、首長自らが調整・協議を申し出ることができる協議題及び協議事項を、予算等の首長の権限に関わる事項に限定し、かつ、総合教育会議の事務局を教育委員会に置き、原案の作成等の協議題の調整を行うことにより、教育行政の政治的中立性を担保すべきである。

- ・新たに就任した首長が新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましいとされたことは問題である。

このため、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定することとすることにより、教育行政の継続性及び安定性を確保するべきである。

『答申』

教育委員会制度改革については、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保するため、次の仕組みを構築することが重要である。

- ・教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する。
- ・総合教育会議の事務局は教育委員会事務局に置き、原案の作成等の協議題の調整を行う。
- ・総合教育会議において市長から調整・協議を申し出しができる協議題及び協議事項は、予算等の首長の権限に関わる事項に限定する。

その後、平成30年度行政改革大綱改訂において、「総合教育会議において市長から調整・協議を申し出しができる協議題及び協議事項は、予算等の首長の権限に関わる事項に限定する。」との表記では、本来行われるべき自由な意見交換ができないとの懸念から、「総合教育会議においては、首長、教育委員が互いの立場を尊重しつつ自由な意見交換を行うものとする。」との文言を追記することが答申され、総合教育会議でも運営要項に同様の追記がされた。

2 課題等

野田市独自の仕組みの構築によって、教育行政における政治的中立性、継続性及び安定性を確保するという所期の目的を達成できていることから、今後もこの考え方を堅持していく必要がある。しかし、総合教育会議は、市長が教育委員会教育委員全員と協議する唯一の公式の場であるが、必ずしも、自由で活発な意見交換の場とはなっていないのが現状である。いじめ、ICT、学校施設の老朽化など協議しなければならない事項は山積していることから、現在の仕組みの枠内で、見直す必要がある。

見直しにあたっては、次の点に留意しなければならない。

総合教育会議の事務局である教育委員会が、市長が招集し協議するための原案の作成など協議題の調整を行っている。一方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第4項は、「教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる」としている。

このため、教育委員会担当事務局は、会議の原案を調整するにあたって、市長、教育委員会の双方の立場にたって調整する形になっていることに加え、市長から申し出ることのできる協議事項が、予算等の首長の権限に関わる事項に限定されているため、原案の調整が難しく、結果として、自由な意見交換が必要な協議題が調整されないことが懸念される。

3 見直しの方向性

- ・「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する。」は、教育行政の中立性、継続性及び安定性確保の根幹であることから、これを堅持する。
- ・総合教育会議の事務局を原則どおり市長部局に置くことで、双方の立場から協議を求めることができるようとする。
- ・市長から申し出ることのできる協議題を予算等に限定しているが、想定される協議事項のほとんどは、予算を伴うものである。限定の目的は、教育行政の政治的中立性を確保することにあることから、市長は、教科書の採択や個別の教職員人事は当然のこと、国が協議事項として考えられるとする教科書採択の方針や教職員人事の基準など、教員委員会の政治的中立性に少しでも関係する事項は協議題としないとすることで、市長が協議できない事項をより明確にする。

現業部門の業務の民間委託（補修事務所の在り方）

1 現行行政改革大綱における方針

補修事務所の業務については、委託よりも直営による対応が迅速に行える場合もあることから、直営と委託との比較検証を行い、今後の方向性を検討する。

2 直営と委託の比較検証

補修事務所は、道路補修や側溝清掃等の市民要望に迅速に対応することが求められているが、現体制（道路班2名・下水班5名（うち1名再任用）の2班体制）では、道路班の作業が舗装の穴埋め（常温合材）と砂利道の不陸整正を行うことに限られ、車両系建設機械を使用するような補修工事、加熱合材による舗装補修等の工事が行うことができず、迅速な対応ができない。

また、管理課と補修事務所で行っている道路補修業務において、役割分担が明確になっておらず、効率性も良くないことから、役割分担を明確にし、補修事務所として直営で行う業務を強化する必要がある。

補修事務所の業務の迅速性について、現行の補修事務所の体制を一定程度強化することを条件に委託する場合と直営の場合とで比較検証した結果、直営で対応した方が、委託で対応したときより早く業務に着手できるものが多くあることから、補修事務所の体制を強化し、直営でできるものは拡張し、道路の修繕委託は精査していく必要がある。

さらに、補修事務所の体制を強化した場合、道路行政以外にも市民サービスを提供できるものがないか、検証していく必要がある。

3 次期行政改革大綱の考え方

補修事務所の業務については、役割分担を明確にすることで、緊急性の高い業務を迅速に行うことができる。例えば、加熱合材による舗装補修工事及び除草作業（将来的には道路敷き以外の市有地分を含む。）等を直営で行えるような体制の機能強化を行い、さらに、道路行政以外にも直営で直ぐにできる業務もあることから、直営で実施できる業務を明確し、さらなる市民サービスの向上に努める。